

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年2月25日 14時20分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市馬毛島東方沖 馬毛島灯台から真方位153° 1,200m付近 (概位 北緯30°45.4′ 東経130°51.8′)
事故の概要	作業船新和丸八は、帰航中、波が打ち込んで浸水し、転覆した。
事故調査の経過	令和3年3月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 新和丸八、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	243-41396福岡、新和ボーリング工業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：波向 東、波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、作業員4人を乗せ、馬毛島葉山漁港北北東方沖に設置された作業場所に向かい、スパット台船のフロートを揚げる作業を行った。</p> <p>本船は、作業終了後、東方からの風が次第に強くなる中、船長が、右舷後方に腰を掛け船外機を操作して帰航中、後方から波を受け船尾部から海水が打ち込み滞留し、右舷側に転覆した。</p> <p>船長及び作業員4人は、転覆した本船に掴まっていたが、岸にいた人が転覆した本船に気付き118番通報し、岸に流れついたところを救助された。</p> <p>船長は、防水機能付きの携帯電話を身につけていたが、電話を掛ける前に岸に流れついた。</p> <p>船長は、葉山漁港北北東方沖の作業場所へは初めての操船で、出航前に気象状況を手入して風が強いことを知っていた。</p> <p>本船の乾舷は、約0.5mであった。</p> <p>船長及び作業員4人は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、東方からの風が次第に強くなる状況下、船長が船尾方から波浪を受けながら航行を続けたことから、船尾部から海水が打ち込み、本船の船内に海水が滞留し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、東方からの風が次第に強くなる状況下、船長が船尾方から波浪を受けながら航行を続けたため、船尾部から海水が打ち込み、本船の船内に海水が滞留し、転覆したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船の船長は、気象情報を入手し、波が高くなるなど天候の悪化が予想される場合は、出港しないこと。・ 小型船の船長は、航行中に急に風や波が強くなった場合、波が打ち込まないような針路、速力を保持して航行すること。
--------------	---